

# 戦争・監視とプライバシー：個人情報保護の国際的な視点

コンサルティング事業本部 パートナー 小林 慎太郎

2月末に勃発したイランと米国・イスラエルとの戦争では、まもなくイランの最高指導者ハメネイ師が爆撃により死亡するという衝撃的なニュースが伝えられた。欧米メディアによると、イスラエルは以前からイランの通信網やテヘラン市内の監視カメラ網をハッキングしてデータを収集し、AI解析を駆使して、ハメネイ師を殺害する機会をうかがっていたのだという。このイスラエルが利用した通信やカメラのデジタル網は、もともとイラン政府が、反体制派を識別して監視するために築いたもので、それがイスラエルの諜報（ちょうほう）活動を支える武器となったのは、皮肉というほかはない。

この国家による諜報活動は、プライバシー権の成立に深くかかわっている。20世紀初頭の米国において、令状のない電話盗聴による証拠の正当性が争われた事件で、ブランドイス判事は、それが憲法の保障する個人の平穏と精神的な自由を侵すものだとして鋭く反対した。彼の意見書に記された「ひとりでいさせてもらう権利（The right to be let alone）」という概念は社会に大きな衝撃を与え、現代社会におけるプライバシー権確立の礎となったのである。

一方、欧州では、プライバシーそして個人情報の保護を、人間としての尊厳を守るために不可欠な権利と位置づけ、EU基本権憲章に明記している。この思想の背景には、かつてナチス・ドイツが、人種、宗教などの住民記録をユダヤ人の摘発に悪用し、歴史的惨劇を招いたことへの痛切な反省がある。その歴史的教訓が欧州一般データ保護規則（GDPR）として結実し「忘れられる権利」をはじめとする個人が情報の使われ方を決定できる強力な権利が確立されている。このためGDPRは一貫性と説得力があり、かつ欧州域外にも適用されうることから、世界各国の個人情報保護法制に大きな影響を与えている。

翻ってわが国の個人情報保護法は、個人の権利の保障よりも、事業者や行政機関による個人情報の取り扱いを規制することに重きが置かれている。これは国際的なガイドライン「OECDプライバシー原則」を手本に、社会全体の個人情報の取り扱いの水準を底上げすることを主眼として立法されたからである。しかし技術革新や国際情勢の変化を踏まえ、近年は改正が繰り返されており、世界一厳しいといわれるGDPRとの差異は徐々に縮まっている。そして今、3度目の改正作業が進められており、生成AIの急速な進展に即した個人情報活用のための規制緩和とともに、顔特徴データの取り扱いに係る規律や課徴金制度の創設等の規制強化策が盛り込まれる見込みである。冒頭で述べたイランの監視網が招いた皮肉な結末に思いをはせるとき、事業者・行政機関は「データ活用は諸刃（もろは）の剣となりうる」ことを肝に銘じて、大切に個人情報を取り扱わなくてはならない。